### 1 全般的事項

新門司南地区公有水面埋立事業環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)は、国が示した公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日農林水産省・運輸省・建設省令第1号)に基づき作成されているが、環境保全措置及び評価の記載に不適切な部分があるため、以下の点について環境影響評価書(以下「評価書」という。)において修正する必要がある。

#### (1) 環境保全措置の記載について

事業の計画段階から環境への影響を回避し、又は低減するために実施することとしていた事項で、準備書において予測の前提条件としたものを「環境配慮事項」としているが、これを「環境保全措置」に修正すること。

#### (2) 評価の記載について

事業の計画段階及び環境影響評価の段階でそれぞれ採用することとした環境保全措置(以下「環境保全措置」という。)の検討結果並びに事業者の環境保全に対する認識を明らかにした上で、本事業の実施により環境に及ぶおそれのある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、評価を行うこと。

### 2 個別的事項

## (1) 大気質の環境影響評価について

「建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等」の環境影響評価において、粉じん等と相関関係のある降下ばいじんを環境影響評価の対象としているが、降下ばいじんに係る生活環境を保全する上での目安として、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について(平成2年7月3日付環大自第84号)に記載された「20トン/km²/月」以下を評価の目安に採用している。しかしながら、本数値は本市における降下ばいじん量の現況値と大きくかけ離れており、評価の目安として不適切であるため、評価書において適切な目安に修正すること。

### (2) 水質の環境影響評価について

#### ア CODの予測、評価について

準備書において、事業実施区域周辺で本市が実施している公共用水域の化学的酸素要求量(以下「COD」という。)の測定結果の経年変化がほとんどの調査年度で環境基準を満足していないことが記載されている。しかしながら、「埋立ての工事及び存在に伴う水の汚れ」の環境影響評価において、CODの予測濃度は環境基準に適合する結果となっている。この原因について評価書に記載するとともに、必要に応じて、予測の計算条件等について再検討を行うこと。

また、準備書において、CODの予測濃度は年平均値として環境基準との整合を 評価しているが、75パーセント値として環境基準との整合を評価した結果を評価 書に記載すること。

# イ ダイオキシン類の水質監視について

準備書において、放流水及び周辺海域における水質監視としてダイオキシン類を年に1回測定することが記載されているが、1日1回の浮遊物質量又は濁度の測定についても、ダイオキシン類の監視に効果的であると考えられるため、これらを環境保全措置に採用し、評価書に記載すること。

また、ダイオキシン類の測定地点及び頻度について再検討を行い、必要に応じて、 測定地点及び頻度を追加すること。

## ウ 事後調査について

準備書において、余水処理施設からの放流水及び周辺海域の水質の監視を実施することが記載されているが、水質の環境影響評価項目については予測の不確実性の程度が大きいと判断されることから、これを事後調査項目に選定するとともに、適切な測定項目、地点及び頻度を検討し、評価書に記載すること。

#### (3) その他

本事業による埋立て終了後の土地利用について準備書に記載されていないため、評価書に記載すること。